

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成19年11月26日まで縦覧に供する。

平成19年10月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成19年9月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ネバー

須見 力也

高松市牟礼町原13番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、既存の制度である障害者自立支援法、介護保険法、子育て支援などでは、補えない部分が多くある。そこをボランティアの発掘や育成を通して、低価格で充実したサービスを提供できるようなシステムやネットワークを作っていく、新しいタイプの相互扶助の出来る地域作りを模索していく。ボランティアの形としては、有償・無償に拘るものではない。このサービスは、障害者（児）、高齢者、子供等を対象とする。